

## 第2期八王子市がん対策推進計画策定専門懇談会開催要綱

令和5年4月1日 施行

(目的)

第1条 平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)を計画期間とする『八王子市がん対策推進計画』(以下、「現計画」という。)を改訂し、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)を計画期間とする『第2期八王子市がん対策推進計画』(以下、「第2期計画」という)を策定するにあたり、がんの予防(医療、科学的根拠に基づく専門的知見を含む)、がんとの共生、市民へのがん対策に関わる普及啓発等について意見交換を行うため、学識経験者、医療関係者、市民代表者、市関係者等から構成される、第2期八王子市がん対策推進計画策定専門懇談会(以下、「策定専門懇談会」という。)を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 策定専門懇談会は、次に掲げる事項について参加者から意見聴取を行う。

- (1) 現計画の評価に関すること。
- (2) 令和4年度(2022年度)に実施した市民意識調査結果から見える本市のがん対策推進に係る市民意識に関すること。
- (3) 現計画策定後の法律、指針、計画等、国・都の動向に関すること。
- (4) (1)～(3)を踏まえた第2期計画に掲載すべき課題や目標に関すること。

(参加者)

第3条 策定専門懇談会の参加者は、次に掲げるものとする。

- (1) 学識経験者(がん対策推進に係る研究機関の研究者である医師)……………1名以内
- (2) 医療関係者……………4名以内
- (3) 市民代表者……………1名以内
- (4) 市関係者……………2名以内
- (5) その他第1条を達するために市が必要と認める者

(開催期間)

第4条 開催期間は、令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までとする。

(座長)

第5条 策定専門懇談会には座長を置く。

- 2 座長は、市関係者のうち1名とする。

(会議)

第6条 策定専門懇談会は、市が開催する。

- 2 策定専門懇談会の会議は、公開とする。ただし、市の決定により公開しないことができる。

(事務局及び庶務)

第7条 策定専門懇談会の事務局及び庶務は、健康医療部成人健診課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、策定専門懇談会の運営に関して必要な事項は、市が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年(2024年)3月31日をもって廃止する。